

○浦添市議会傍聴規則

平成4年3月3日

議会規則第1号

改正 令和5年6月5日議会規則第1号

浦添市議会傍聴規則（昭和47年議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項について定めるものとする。

（令元議会規則2・一部改正）

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般席
- (2) 車椅子席
- (3) 報道関係者席

（令元議会規則2・全改）

（会議の傍聴）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入するとともに、傍聴券の交付を受け、これを所持しなければならない。

（令5議会規則1・一部改正）

（傍聴券の種類及び交付枚数）

第4条 傍聴券の種類及び交付枚数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 一般席傍聴券 40枚
- (2) 車椅子席傍聴券 4枚
- (3) 報道関係者席傍聴券 議長が必要と認める枚数

（令元議会規則2・全改）

（傍聴券の交付）

第5条 議長は、傍聴しようとする者に対し、前条に定める傍聴券の交付枚数の範囲内において、会議当日の傍聴券を交付するものとする。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付するものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(令元議会規則 2・一部改正)

(機器類持込み及び撮影等許可証の交付)

第 6 条 機器類の持込み及び撮影等をしようとする報道関係者は、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

2 議長は、前項の許可を得た報道関係者に機器類持込み及び撮影等許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

3 許可証は腕章とする。

4 許可証の有効期間は、定例会又は臨時会の会期とする。

5 許可証の交付を受けた報道関係者は、全ての撮影等を終えたとき又は当該会期が終了したときは速やかに許可証を議会事務局へ返還しなければならない。

(令元議会規則 2・追加)

(議場への入場禁止)

第 7 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(令元議会規則 2・旧第 6 条繰下)

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章（報道関係者が着用する許可証を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類（携帯電話等の情報通信機器を除く。）を携帯している者（議長の許可を得た者を除く。）。)

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 5 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 乳幼児及び保護者の同伴しない児童は、傍聴席に入ることができない。ただし、

議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(令元議会規則 2・旧第 7 条繰下・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子を着用しないこと（病気その他の理由により議長の許可を得た場合を除く。）。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 正当な理由なく席を離れないこと。
- (6) 携帯電話、パソコンその他の情報通信機器を持ち込むときは、それらを使用できないよう電源を切ること（議長の許可を得た者を除く。）。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

2 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(令元議会規則 2・旧第 8 条繰下・一部改正)

(撮影の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、映像撮影、音声録音をしてはならない。
ただし、報道関係者であつて、議長の許可を得たものはこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により議長の許可を得た者は、当該許可を得たことを証する腕章を傍聴席で常に着用しなければならない。

(令元議会規則 2・追加)

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは速やかに退場しなければならない。

(令元議会規則 2・追加)

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(令元議会規則 2・旧第 9 条繰下・一部改正)

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

(令元議会規則2・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月3日議会規則第2号)

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

附 則 (令和5年6月5日議会規則第1号)

この規則は、令和5年6月6日から施行する。